

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 富岡市

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家解体費助成	空き家除却補助金	空き家等の除却工事を行った者に対し、除却工事に要した費用(20万円以上)の一部を助成する。	<p>【補助対象空き家】 空き家の定義 以下のいずれにも該当するもの ・市内に所在する自己の居住の用に供していた建築物で1年以上居住していないもの(併用住宅及び長屋を含む。ただし、物置、門扉、塀等を除く) ・所有者が法人でないこと ・公共事業等の補償の対象となっていないこと ・アパート等事業の用に供する用途として建築したものでないこと</p> <p>【補助対象者】 空き家の所有者、相続人</p> <p>【補助対象工事】 (1)補助対象空き家の解体、撤去及び処分に係る工事 (2)市内業者が請け負う工事</p>	<p>【空き家の除却】 空き家の除却工事費用の3分の1(1,000円未満切り捨て) 限度額30万円</p>			令和8年4月1日～予算終了まで	予算の範囲内で申請順	建築課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1459473339010/index.html	
空き家の利活用に関する支援	空き家家財道具等片付け補助金	市内にある空き家内の家財道具等の処分に要する費用の一部を助成する。	<p>【補助対象空き家】 (1)市内に所在する一戸建住宅(併用住宅及び長屋を含む。)で、現に居住していないもの (2)所有者が法人でないこと (3)アパート等事業の用に供する用途として建築したものでないこと</p> <p>【補助対象者】 (1)空き家の所有権を有する者又はその相続人であること (2)ごみの処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、富岡市一般廃棄物収集運搬業者に委託すること (3)空き家を3親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと (4)次のいずれかに該当する者 ・補助金の交付を受けた日から起算して2年間、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、補助対象空き家を富岡市空き家バンクへ登録又は宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること ・第三者との売買契約により空き家を売却又は購入した者。ただし、売買契約から6月以内に限り。</p> <p>【補助対象費用】 (1)ごみの処分に要する費用 (2)特定家庭用機器再商品化法により指定された特定家庭用機器の処分に要する費用 (3)空き家の片づけとともに敷地内の樹木の伐採及び処分をする場合は、その費用 (4)(1)～(3)の処分に係る運搬に要する費用 (5)(1)～(4)の処分及び運搬を業者に委託する場合は、その委託費用</p>	<p>片付けに要した費用及び委託費の2分の1(1,000円未満切り捨て) 限度額10万円</p>			令和8年4月1日～予算終了まで	予算の範囲内で申請順	建築課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1553759047180/index.html	